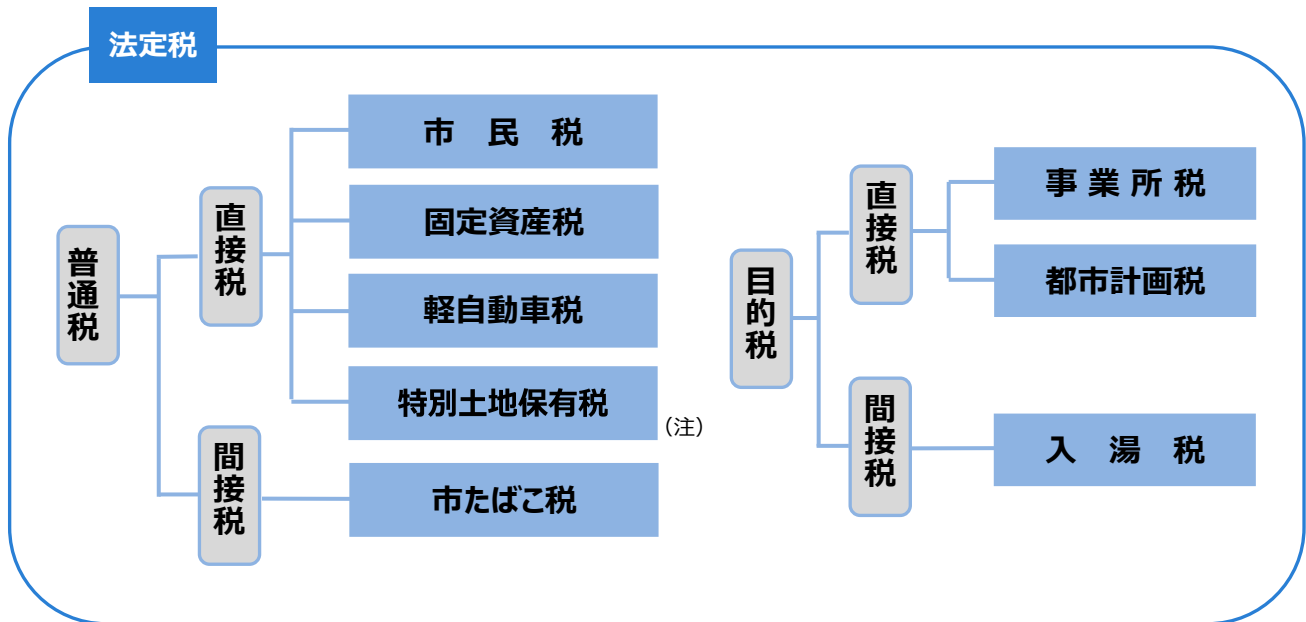


第3章 市税のあらまし

堺市には、令和6年4月1日現在で8種類の市税があります。



税の分類

● 普通税と目的税

税の使いみちが特定されていないか特定されているかで、普通税と目的税とに分類できます。

使いみちが特定されていない普通税は、市が行うさまざまな事業や施策の費用に充てることができます。

一方、目的税は、その使いみちが法律・条例により特定されている税です。

例えば、事業所税は都市環境の整備などの費用に、都市計画税は都市計画事業などの費用に充てられます。

● 直接税と間接税

直接税とは、税を負担する方が直接納める税を、間接税とは、税を納める方と実際に負担する方が異なる税をいいます。例えば市たばこ税の場合、税を負担しているのはたばこを買った方ですが、納税するのはたばこの製造業者などです。

● 法定税と法定外税

地方公共団体が課する地方税は、地方税法に定めのある法定税と、地方公共団体の条例に基づき独自に課税する法定外税とに分類できます。

さらに法定外税は、法定外普通税と法定外目的税とに分けることができます。現在、堺市では、法定外税はありません。

1. 市民税

市では、日常の生活に直接結びついたさまざまな行政サービスを提供しています。そのために必要な費用を、広く多くの市民の方に負担していただく税が市民税です。

市民税には、個人の市民税と法人の市民税があり、所得の多少にかかわらず一定の額を負担していただく均等割額と、所得に応じて負担していただく所得割額（法人の市民税は法人税額に応じて負担していただく法人税割）からなっています。

また、個人の市民税と同じような税に個人の府民税があります。個人の府民税は、課税や納税のしくみは個人の市民税と同じですので、堺市で手続きをまとめて行い、大阪府へ払い込んでいます。

市民税と府民税とを総称して住民税と呼ぶこともあります。

個人の市民税

▶お問合せ

市民税課（P95,96）

● 個人の市民税を納める人（納税義務者）

納 税 義 務 者	納めるべき税額		
	均等割額	所得割額	森林環境税（国税）
区内に住所がある個人	○	○	○
区内に事務所、事業所又は家屋敷があり、その区内に住所がない個人	○	—	—

- ※ 区内に住所があるかどうか、また事務所などがあるかどうかは、その年の1月1日（賦課期日）現在の状況で判断されます。
- ※ 森林環境税（国税）とは、2024（令和6）年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税です。
- ※ 政令指定都市では区単位で課税するため、たとえば、南区に住所があり中区に事務所をお持ちの方は、南区で均等割額、所得割額、森林環境税（国税）が、中区で均等割額が課税されます。

● 市民税がかからない人（非課税の人）

均等割額、 所得割額、 森林環境税（国税） が かからない 〔非課税〕	○ 1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ○ 1月1日現在、障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額（注1）が135万円以下※の人（※給与の収入金額では204万4千円未満） ○ 扶養家族がなく、前年中の合計所得金額が45万円以下の人 ○ 扶養家族があり、前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人 35万円×家族数（本人＋同一生計配偶者（注2）＋扶養親族（注3）の数）＋31万円
--	---

● 所得割額がかからない人（均等割額・森林環境税（国税）のみかかる人）

所得割額が かからない	○ 扶養家族がなく、前年中の総所得金額等（注1）が45万円以下の人 ○ 扶養家族があり、前年中の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人 35万円×家族数（本人＋同一生計配偶者（注2）＋扶養親族（注3）の数）＋42万円
----------------	--

（注1） 合計所得金額：損失の繰越控除前の総所得金額等

Ⅱ

総所得金額、山林所得金額、土地建物等の譲渡所得金額（特別控除前）、株式等の譲渡所得金額（損益通算及び繰越控除後）などの合計額

（注2） 合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者

（注3） 16歳未満の扶養親族も含む

● 税額の計算方法

均等割額 + 所得割額 + 森林環境税（国税） = 税額（100 円未満切り捨て）

■ 均等割額（年額）

市民税	府民税	合計
3,000 円	1,300 円	4,300 円

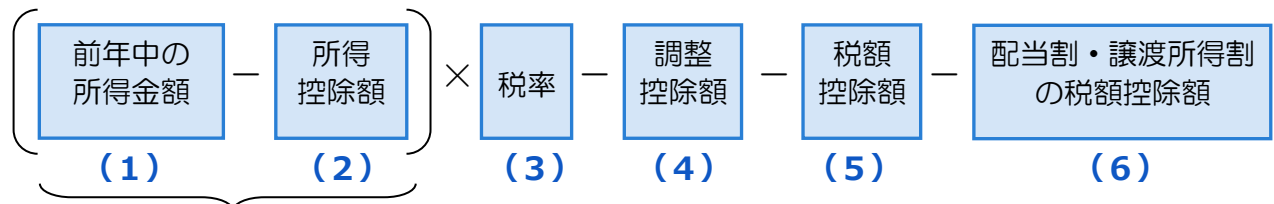
※東日本大震災をふまえ、地方公共団体が実施する緊急防災・減災事業の財源を確保するため、平成 26 年度から税額を 500 円ずつ引き上げていましたが、令和 5 年度で終了しました。

※大阪府では、平成 28 年度から令和 9 年度まで、森林及び都市の緑の有する公益的機能を維持増進するための環境整備に係る施策に必要な財源を確保するため、府民税均等割額に 300 円加算しています。

森林環境税（府民税）のお問合せ：府民お問い合わせセンター「ピピッとライン」

電話 06-6910-8001<平日 午前 9 時～午後 6 時>、土・日曜日と祝日・年末年始は休み

■ 所得割額



課税所得金額（1,000 円未満切り捨て）

※（1）～（6）について P13～P23 に説明を載せています。

所得の計算で出た 1 円未満の端数は切り捨て、控除の計算で出た 1 円未満の端数は切り上げます。

■ 森林環境税（国税）

均等割額と併せて年額 1,000 円が徴収されます。

（1）所得金額の求め方

所得金額は、所得の種類によって次の表のとおり求めます。

一般に、（収入－必要経費）で計算します。

所得の種類			所得金額の求め方
給与所得	給料、賞与など		収入金額－給与所得控除額－所得金額調整控除→P14,15
雑所得	他に あてはまらない 所得	公的年金等	収入金額－公的年金等控除額 →P15,16
		業務 (注1)	収入金額－必要経費
		その他 (注2)	
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子		収入金額 = 所得金額 ※一律 20.315%（国 15.315%、府 5%）が源泉分離課税されます。(注3) ただし、源泉分離課税されていないものは申告が必要です。
配当所得 (注4)	株式や出資の配当など		収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
不動産所得	家賃、地代、権利金など		収入金額－必要経費

所得の種類		所得金額の求め方
事業所得	事業から生じる所得	収入金額－必要経費
一時所得	生命保険契約等に基づく一時金、賞金、懸賞当選金など	収入金額－必要経費－特別控除額 ^(注5) ※一時所得の金額は2分の1の額を総所得金額 ^(注6) に算入します。
退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額) × 1 / 2 →P79
山林所得	山林を売ったことによる所得	収入金額－必要経費－特別控除額 ^(注5)
譲渡所得	資産を売ったことによる所得	土地・建物 収入金額－(取得費・譲渡費用) →P75
		株式等 ^(注7) 収入金額－(取得費・譲渡費用・借入金利子等)
		その他 収入金額－(取得費・譲渡費用)－特別控除額 ^(注5) ※長期譲渡所得の金額は2分の1の額を総所得金額 ^(注6) に算入します。

(注1) シルバー人材センターの配分金、講演料、原稿料など

(注2) 個人年金など

(注3) 特定公社債の利子所得を申告する場合は、申告分離課税となり確定申告が必要です。

(注4) 上場株式等にかかる配当所得を申告する場合は、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択できますが、確定申告が必要です。

(注5) 一時所得、山林所得、譲渡所得(土地・建物、株式等以外)の特別控除額は、最高50万円です。

(注6) 総所得金額とは、上記の所得の種類のうち、分離課税される所得(退職所得、山林所得、土地・建物、株式等にかかる譲渡所得、先物取引にかかる雑所得等)を除いた各種所得金額の合計額です。

(注7) 特定公社債と一般公社債等を含みます。

■非課税所得について

次のような所得は、市民税、府民税、森林環境税(国税)が課税されません。

- ・遺族年金、障害年金 ・損害保険金、損害賠償金、慰謝料 ・雇用保険の失業等給付
- ・給与所得者の通勤手当(上限あり)、出張旅費 ・宝くじの当選金
- ・国や自治体が実施する子育てに係る施設 ・サービスの利用料に対する助成金 など

給与所得の求め方

給与所得は、収入金額から給与所得控除額を差し引いて計算します。給与所得の金額は次の表で計算します。

給与等の収入金額		給与所得金額	
1円	～ 550,999円	0円	
551,000円	～ 1,618,999円	収入金額	－ 550,000円
1,619,000円	～ 1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円	～ 1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円	～ 1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円	～ 1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円	～ 1,799,999円	端数整理額※×0.6	＋ 100,000円
1,800,000円	～ 3,599,999円	端数整理額※×0.7	－ 80,000円
3,600,000円	～ 6,599,999円	端数整理額※×0.8	－ 440,000円
6,600,000円	～ 8,499,999円	収入金額 ×0.9	－ 1,100,000円
8,500,000円	以上	収入金額	－ 1,950,000円

※端数整理額とは・・・収入金額÷4,000＝(A) (小数点以下切り捨て)、(A)×4,000＝端数整理額

■ 所得金額調整控除について

次の（１）又は（２）の要件に該当する場合、計算後の給与所得金額から所得金額調整控除額を差し引きます。なお、（１）と（２）の両方の要件に該当する場合は、それぞれ適用します。

（１）給与等の収入金額が850万円を超え、次の１～３のいずれかの要件に該当する場合、給与所得金額から下記の計算式で算出した所得金額調整控除額を控除します。

- １．本人が特別障害者である場合
- ２．23歳未満の扶養親族を有する場合
- ３．特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合

※ 上記２と３の扶養親族や配偶者については、他の親族の扶養控除等と重複して適用することができます。

所得金額調整控除額 = (給与等の収入金額 (上限 1000 万円) - 850 万円) × 10%

※ 1円未満の端数は切り上げます。

（２）給与所得と公的年金等雑所得がどちらもあり、その合計金額が10万円を超える場合、給与所得金額から下記の計算式で算出した所得金額調整控除額を控除します。

所得金額調整控除額 = 給与所得 (上限 10 万円) + 公的年金等雑所得 (上限 10 万円) - 10 万円

※ マイナスの場合は0円となります。

公的年金等雑所得の求め方

公的年金等雑所得は、収入金額から**公的年金等控除額**を差し引いて計算します。公的年金等雑所得金額は、公的年金等雑所得以外の合計所得金額に応じて、以下の表で計算します。

（1円未満切り捨て）

【公的年金等雑所得以外の合計所得金額が 1000 万円以下の場合】

受給者の年齢	公的年金等の収入合計	公的年金等雑所得金額
前年の 12月31日の 時点で 65歳未満の方 (令和6年度の場合、 昭和34年1月2日 以降に生まれた人)	600,000円 以下	0円
	600,001円 ～ 1,299,999円	収入金額 - 600,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額×0.75 - 275,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額×0.85 - 685,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	収入金額×0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円 以上	収入金額 - 1,955,000円
前年の 12月31日の 時点で 65歳以上の方 (令和6年度の場合、 昭和34年1月1日 以前に生まれた人)	1,100,000円 以下	0円
	1,100,001円 ～ 3,299,999円	収入金額 - 1,100,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額×0.75 - 275,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額×0.85 - 685,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	収入金額×0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円 以上	収入金額 - 1,955,000円

【公的年金等雑所得以外の合計所得金額が1000万円を超え2000万以下の場合】

受給者の年齢	公的年金等の収入合計	公的年金等雑所得金額
前年の 12月31日の 時点で 65歳未満の方 (令和6年度の場合、 昭和34年1月2日 以降に生まれた人)	500,000円 以下	0円
	500,001円 ～ 1,299,999円	収入金額 - 500,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額×0.75 - 175,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額×0.85 - 585,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	収入金額×0.95 - 1,355,000円
	10,000,000円 以上	収入金額 - 1,855,000円
前年の 12月31日の 時点で 65歳以上の方 (令和6年度の場合、 昭和34年1月1日 以前に生まれた人)	1,000,000円 以下	0円
	1,000,001円 ～ 3,299,999円	収入金額 - 1,000,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額×0.75 - 175,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額×0.85 - 585,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	収入金額×0.95 - 1,355,000円
	10,000,000円 以上	収入金額 - 1,855,000円

【公的年金等雑所得以外の合計所得金額が2000万円を超える場合】

受給者の年齢	公的年金等の収入合計	公的年金等雑所得金額
前年の 12月31日の 時点で 65歳未満の方 (令和6年度の場合、 昭和34年1月2日 以降に生まれた人)	400,000円 以下	0円
	400,001円 ～ 1,299,999円	収入金額 - 400,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額×0.75 - 75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額×0.85 - 485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	収入金額×0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円 以上	収入金額 - 1,755,000円
前年の 12月31日の 時点で 65歳以上の方 (令和6年度の場合、 昭和34年1月1日 以前に生まれた人)	900,000円 以下	0円
	900,001円 ～ 3,299,999円	収入金額 - 900,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額×0.75 - 75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額×0.85 - 485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	収入金額×0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円 以上	収入金額 - 1,755,000円

(2) 所得控除

所得控除は、その方に応じた税負担を求めるために、扶養親族がいる場合や、病気や災害などによる出費があった場合など、個人的な事情に応じて所得金額から差し引くものです。

表中「配偶者・親族等」とは、本人と生計を一にする配偶者や配偶者以外の親族（六親等内の血族、三親等内の姻族等）のことを言います。雑損控除においては総所得金額等48万円以下の方に限ります。

種類	対象・要件	控除額
雑損控除	前年中に、本人又は配偶者・親族等が所有する住宅・家財等に損害を受けた場合など	損失の金額（※）－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－（総所得金額等×10%） ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円 ①と②のどちらか多い金額 ※直前の時価（貴金属等は除く）

種類	対象・要件	控除額										
医療費控除	1 医療費控除（→P86） 前年中に、本人又は配偶者・親族等の医療費を支払った場合	支払った金額－保険金などで補てんされる金額－①又は②のどちらか少ない金額（限度額 200 万円） ① 総所得金額等×5％ ② 10 万円										
1又は2の 選択適用 （両方を選択することはできません。）	2 医療費控除の特例（※） （セルフメディケーション税制） 前年中に、本人又は配偶者・親族等のスイッチOTC医薬品等を購入した場合	購入金額－保険金などで補てんされる金額－12,000 円 （限度額 88,000 円） 平成 30 年度～令和 9 年度（10 年間）適用 ※本人が健康の保持増進のために一定の取り組みをしている場合。										
社会保険料控除	前年中に、本人または配偶者・親族等（※）の社会保険料を支払った場合	国民健康保険・国民年金保険・後期高齢者医療保険・介護保険など支払った社会保険料の金額 ※生計が一であっても、配偶者・扶養親族等が受け取る年金から引き落としされている社会保険料は、あなたの控除対象にはなりません。										
小規模企業共済等掛金控除	前年中に、小規模企業共済制度、心身障害者扶養共済制度、個人型確定拠出年金（いわゆる「iDeCo」）、企業型確定拠出年金などの掛金を支払った場合	支払った掛金の金額										
生命保険料控除	前年中に、本人または配偶者その他の親族（個人年金保険はその他の親族を除く）を受取人とする一般生命保険、介護医療保険や個人年金保険について支払った保険料がある場合	a 新一般生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料の場合（平成 24 年 1 月 1 日以降に契約したもの）										
		<table><tr><th>支払額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>12,000 円以下</td><td>支払保険料全額</td></tr><tr><td>12,001 円～32,000 円</td><td>支払額×1/2+6,000 円</td></tr><tr><td>32,001 円～56,000 円</td><td>支払額×1/4+14,000 円</td></tr><tr><td>56,001 円以上</td><td>28,000 円（限度額）</td></tr></table>	支払額	控除額	12,000 円以下	支払保険料全額	12,001 円～32,000 円	支払額×1/2+6,000 円	32,001 円～56,000 円	支払額×1/4+14,000 円	56,001 円以上	28,000 円（限度額）
		支払額	控除額									
		12,000 円以下	支払保険料全額									
		12,001 円～32,000 円	支払額×1/2+6,000 円									
		32,001 円～56,000 円	支払額×1/4+14,000 円									
		56,001 円以上	28,000 円（限度額）									
		b 旧一般生命保険料、旧個人年金保険料の場合（平成 23 年 12 月 31 日までに契約したもの）										
		<table><tr><th>支払額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>15,000 円以下</td><td>支払保険料全額</td></tr><tr><td>15,001 円～40,000 円</td><td>支払額×1/2+7,500 円</td></tr><tr><td>40,001 円～70,000 円</td><td>支払額×1/4+17,500 円</td></tr><tr><td>70,001 円以上</td><td>35,000 円（限度額）</td></tr></table>	支払額	控除額	15,000 円以下	支払保険料全額	15,001 円～40,000 円	支払額×1/2+7,500 円	40,001 円～70,000 円	支払額×1/4+17,500 円	70,001 円以上	35,000 円（限度額）
		支払額	控除額									
15,000 円以下	支払保険料全額											
15,001 円～40,000 円	支払額×1/2+7,500 円											
40,001 円～70,000 円	支払額×1/4+17,500 円											
70,001 円以上	35,000 円（限度額）											
c 新契約・旧契約両方の保険料がある場合												
① 一般生命保険分、個人年金保険分のそれぞれにつき、新・旧の保険料ごとに a、b により計算												
② 「旧保険料控除額」(限度額 35,000 円)と「旧保険料控除額+新保険料控除額」（限度額 28,000 円）を比較し、大きい方を適用												
③ 計算した一般生命保険分、介護医療保険分、個人年金保険分を合計する。合計の最高限度額は 70,000 円												

種類	対象・要件	控除額			
地震保険料控除	前年中に地震保険料、旧長期損害保険料（※）について支払った保険料がある場合 ※旧長期損害保険料は、平成 18 年末までに契約を締結したものが対象	a 地震保険料の場合			
		支払額		控除額	
		50,000 円以下		支払保険料× 1 / 2	
		50,001 円以上		25,000 円（限度額）	
		b 旧長期損害保険料の場合			
		支払額		控除額	
		5,000 円以下		支払保険料全額	
		5,001 円～15,000 円		支払額× 1 / 2 + 2,500 円	
		15,001 円以上		10,000 円（限度額）	
		c a と b の両方がある場合 地震保険料について a で求めた額 + 旧長期損害保険料について b で求めた額（限度額 25,000 円）			
勤労学生控除	前年中の合計所得金額が 75 万円以下であり、勤労によらない所得金額が 10 万円以下の学生（※）	26 万円 ※学校教育法による高校・大学・大学院、又は一定の課程を履修させる専修学校・各種学校・職業訓練法人（学校の長が証明する場合）			
障害者控除	本人、同一生計配偶者又は扶養親族（※ 1）が身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の発行を受けている場合など （※ 1）16 歳未満の扶養親族も含む （※ 2）お住まいの区の地域福祉課から「障害者控除認定書」の交付を受けた場合	障害者の程度	控除額		
			本人	同一生計配偶者又は扶養親族（1 人につき）	
		障害者	26 万円		
		特別障害者	30 万円		
		同居特別障害者	53 万円		
		（※ 2）障害者手帳がない場合でも、年齢 65 歳以上で、障害の程度が障害者に準ずると認められる方も該当する場合あり			
		【特別障害者の控除を適用できる方】			
		・身体障害者手帳→身体上の障害の程度が 1 級又は 2 級 ・療育手帳→A ・精神障害者保健福祉手帳→障害等級が 1 級 ・被成年後見人の方 など			
寡婦控除	夫と離婚した後再婚していない方で、合計所得金額が 48 万円以下の子以外の扶養親族（※）があり、本人の前年の合計所得金額が 500 万円以下の場合 または、 夫と死別した後再婚していない方又は夫の生死の明らかでない方で、本人の前年の合計所得金額が 500 万円以下の場合	事由	扶養親族	合計所得金額	控除額
		離別	子以外の扶養親族	500 万円以下	26 万円
		死別 生死不明	要件なし		
		住民票の続柄に「夫（未届）」の記載がある場合は、適用されません。			
		※他の方の同一生計配偶者や扶養親族とされている親族は除く			

種類	対象・要件	控除額			
ひとり親 控除	現に婚姻していない方又は配偶者の生死の明らかでない方で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子（※）があり、本人の前年の合計所得金額が500万円以下の場合				
		事由	扶養親族	合計所得金額	控除額
		要件なし	子	500万円以下	30万円
		住民票の続柄に「夫（未届）」または「妻（未届）」の記載がある場合は、適用されません。			
		※他の方の同一生計配偶者や扶養親族とされている子は除く			
配偶者 控除 （事業専従者は除く）	配偶者の合計所得金額		あなたの合計所得金額		
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
	48万円以下	70歳未満	33万円	22万円	11万円
		70歳以上	38万円	26万円	13万円
配偶者 特別控除（※） （事業専従者は除く） ※あなたの合計所得金額が1000万円を超える場合、控除はありません。 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。	配偶者の合計所得金額		あなたの合計所得金額		
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
	48万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円
	133万円超		0円	0円	0円
扶養控除 （事業専従者は除く）	前年中の合計所得金額が48万円以下の、生計を一にする扶養親族を有する場合 ※扶養親族が国外居住親族の場合は、扶養控除の適用が次の（１）～（３）までのいずれかに該当する扶養親族に限られます。 （１）16歳以上 30歳未満で、扶養控除を申告する納税義務者から前年中に生活費又は教育費をもらっている （２）70歳以上で、扶養控除を申告する納税義務者から前年中に生活費又は教育費をもらっている （３）30歳以上 70歳未満で、扶養控除を申告する納税義務者から前年中に生活費又は教育費をもらっており、次の①から③までのいずれかに該当する ①留学生 ②障害者 ③扶養控除を申告する納税義務者から前年中に生活費又は教育費を38万円以上もらっている		扶養親族の年齢		控除額
			年少	扶養親族が16歳未満 （平成20年1月2日以降生）	0円
			一般	16歳以上 19歳未満 （平成17年1月2日生～平成20年1月1日生）	33万円
			特定	19歳以上 23歳未満 （平成13年1月2日生～平成17年1月1日生）	45万円
			一般	23歳以上 70歳未満 （昭和29年1月2日生～平成13年1月1日生）	33万円
			老人	70歳以上 （昭和29年1月1日以前生）	38万円
			同居 老親等	70歳以上の内、あなたや配偶者の直系尊属（父母等）であなたや配偶者と同居している場合	45万円

種類	対象・要件	控除額	
基礎控除	前年の合計所得金額が 2500 万円以下の場合	あなたの合計所得金額	控除額
		2400 万円以下	43 万円
		2400 万円超 2450 万円以下	29 万円
		2450 万円超 2500 万円以下	15 万円
		2500 万円超	0 円

※ 表中の人的控除は 12 月末日現在の状況によります。

(3) 税率

市民税	府民税	合計
8 %	2 %	10 %

※土地・建物等の分離譲渡所得にかかる税率などについては →P75

(4) 調整控除

合計所得金額が 2500 万円以下の方を対象に、下記の計算によって算出された金額を、所得割額から控除します。（これは、平成 19 年度税制改正により行われた税源移譲の前後で、市民税・府民税と所得税とを合わせた税負担が変わることのないようにするためです。）

■合計課税所得金額※が 200 万円以下の場合

次の①、②のどちらか少ない額の 5 %（市民税 4 %、府民税 1 %）

- ①人的控除額の差（↓下表）の合計額
- ②合計課税所得金額※

■合計課税所得金額※が 200 万円を超える場合

$\{ \text{人的控除額の差（↓下表）の合計額} - (\text{合計課税所得金額※} - 200 \text{ 万円}) \} \times 5 \%$

↑この額が 5 万円に満たない場合は 5 万円

（市民税 4 %、府民税 1 %）

※ 合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいい、長期譲渡所得等の分離課税に係る所得額は含みません。

【市民税・府民税と所得税の人的控除額の差】

所得控除項目		市民税・府民税	所得税	人的控除額の差
勤労学生控除		26 万円	27 万円	1 万円
障害者控除	その他	26 万円	27 万円	1 万円
	特別	30 万円	40 万円	10 万円
	同居特別	53 万円	75 万円	22 万円
寡婦控除		26 万円	27 万円	1 万円
ひとり親	母	30 万円	35 万円	5 万円
	父	30 万円	35 万円	(注1) 1 万円
扶養控除	一般	33 万円	38 万円	5 万円
	特定	45 万円	63 万円	18 万円
	老人	38 万円	48 万円	10 万円
	同居老親等	45 万円	58 万円	13 万円
基礎控除	本人の合計所得 2400 万円以下	43 万円	48 万円	5 万円
	本人の合計所得金額 2400 万円超 2450 万円以下	29 万円	32 万円	(注2) 5 万円
	本人の合計所得金額 2450 万円超 2500 万円以下	15 万円	16 万円	(注2) 5 万円

(注1) 調整控除の算出では「ひとり親控除の父」に係る人的控除額の差は、旧の「寡夫控除」市民税・府民税 26 万円と所得税 27 万円の差額の 1 万円となります。

(注2) 調整控除の算出では「基礎控除」に係る人的控除額の差は、5 万円で行います。

＜配偶者控除・配偶者特別控除の人的控除額の差＞

	配偶者の 合計所得金額		あなたの合計所得金額 (※)								
			900 万円以下			900 万円超 950 万円以下			950 万円超 1000 万円以下		
			市民税 府民税	所得税	人的控除 額の差	市民税 府民税	所得税	人的控除 額の差	市民税 府民税	所得税	人的控除 額の差
配偶者 控除	48 万円 以下	70 歳未満	33 万円	38 万円	5 万円	22 万円	26 万円	4 万円	11 万円	13 万円	2 万円
		70 歳以上	38 万円	48 万円	10 万円	26 万円	32 万円	6 万円	13 万円	16 万円	3 万円
配偶者 特別 控除	48 万円超 50 万円未満		33 万円	38 万円	5 万円	22 万円	26 万円	4 万円	11 万円	13 万円	2 万円
	50 万円以上 55 万円未満		33 万円	38 万円	(注)3 万円	22 万円	26 万円	(注)2 万円	11 万円	13 万円	(注)1 万円
	55 万円以上 95 万円以下		33 万円	38 万円	(注)0 円	22 万円	26 万円	(注)0 円	11 万円	13 万円	(注)0 円
	95 万円超 100 万円以下		33 万円	36 万円	(注)0 円	22 万円	24 万円	(注)0 円	11 万円	12 万円	(注)0 円
	100 万円超		同額		0 円	同額		0 円	同額		0 円

※ あなたの合計所得金額が 1000 万円を超える場合、控除はありません

(注) 調整控除の算出で使用する人的控除額の差は、当該記載金額を使用します。

(5) 税額控除

① 配当控除

配当所得があり、配当控除の適用がある場合は、所得割額からその控除額を差し引くことができます。

$$\text{配当控除額} = \text{配当所得} \times \text{控除率 (下記参照)}$$

※ただし、申告分離課税を選択した場合 (P23) は、配当控除の適用はありません。

【配当控除の控除率】

課税総所得金額等 配当の種類		1 千万円以下の部分		1 千万円超の部分	
		市民税	府民税	市民税	府民税
一般の配当(株式等)		2.24%	0.56%	1.12%	0.28%
証券投資信託	下記以外	1.12%	0.28%	0.56%	0.14%
	一般外貨建等 証券投資信託	0.56%	0.14%	0.28%	0.07%

※ただし、外国法人から受ける利益の配当、建設利息、基金利息及び特定外貨建等証券投資信託の収益の分配等は、配当控除の適用はありません。

② 住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除)

○対象となる方

平成 26 年から令和 5 年 12 月 31 日までに入居し、所得税で住宅ローン控除の適用を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある方。

○控除額

所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれない額と次の額を比較し、どちらか少ない額を市民税・府民税の所得割額から控除します。

【平成 26 年 3 月までの入居分】

所得税の課税総所得金額等の 5 % （上限 97,500 円）

【平成 26 年 4 月から令和 3 年 12 月までの入居分】

所得税の課税総所得金額等の 7 % （上限 136,500 円）（注）

（注）ただし、消費税率 8 % 又は 10 % が適用される住宅取引が対象で、これ以外の場合の控除限度額は所得税の課税総所得金額等の 5 % (上限 97,500 円) となります。

【令和 4 年 1 月から令和 5 年 12 月までの入居分】

所得税の課税総所得金額等の額の 5 % （上限 97,500 円）

（注）令和 4 年中の入居者で特例の延長等に該当する場合は、控除限度額が課税総所得金額等の 7 % （上限 136,500 円）となります。

詳しくは、国土交通省ホームページ「住宅ローン減税」をご確認ください。

○適用方法

勤務先での年末調整や、税務署への確定申告により所得税の「住宅借入金等特別控除」を受けた方は、その内容に基づき市民税・府民税の住宅ローン控除を適用します。

③寄附金税額控除

下表に記載の寄附をした場合、市へ申告することで、下表の計算方法により算出した合計額を所得割額から控除します。

	寄附の対象	控除額の計算方法
基本控除額	・全国の都道府県、市町村、特別区に対する寄附金 ・大阪府共同募金会又は日本赤十字社大阪府支部に対する寄附金で、総務大臣の承認を得たもの	$(\text{寄附金額 (注1)} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\%$ ※市民税・府民税の所得割額から控除
基本控除額 (条例指定分)	堺市の条例で指定する寄附金	$(\text{寄附金額 (注1)} - 2,000 \text{ 円}) \times 8\%$ ※市民税の所得割額から控除
	大阪府の条例で指定する寄附金	$(\text{寄附金額 (注1)} - 2,000 \text{ 円}) \times 2\%$ ※府民税の所得割額から控除
特例控除額 (ふるさと納税)	全国の都道府県、市町村、特別区に対する寄附金（総務大臣の指定を受けた団体に限る）	$(\text{対象団体への寄附金の合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{適用割合 (注2)}$ ※市民税・府民税の所得割額から控除 ※控除額は市民税・府民税の所得割額の 20 % が上限

（注 1）控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等（P12）の 30 % が上限

（注 2）適用割合は次の表のとおり（人的控除額の差は、P 20 をご覧ください。）

課税総所得金額から人的控除の差額を控除した額 ※	適用割合	課税総所得金額から人的控除の差額を控除した額 ※	適用割合
195 万円以下	84.895%	900 万円超 1800 万円以下	56.307%
195 万円超 330 万円以下	79.79%	1800 万円超 4000 万円以下	49.16%
330 万円超 695 万円以下	69.58%	4000 万円超	44.055%
695 万円超 900 万円以下	66.517%		

※課税総所得金額：総所得金額から所得控除の合計額を控除した金額（総所得金額がなく、分離課税にかかる所得のみの場合は、上記の適用割合の表と異なる適用割合になります。）

ふるさと納税ワンストップ特例制度

都道府県や市区町村に寄附をした場合、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出することで、確定申告をせずにふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用を受けることができる制度です。（総務大臣の指定を受けた団体に限る）

ただし、寄附先が6団体以上の方は確定申告が必要となります。また、所得税の確定申告や市民税・府民税の申告をする方は、ふるさと納税に係る寄附金も併せて申告する必要があります。

● 寄附金税額控除（ふるさと納税など）申告方法

申告書の次の欄に寄附金の金額を必ず記入してください。記入がない場合は、市民税・府民税の寄附金税額控除が適用されませんのでご注意ください。

- ・確定申告書：第二表「住民税・事業税に関する事項」の該当欄
- ・市民税・府民税申告書：「5 寄附金に関する事項」欄の該当区分

④ 外国税額控除

外国で所得税などを課税された所得がある場合で、所得税及び府民税所得割額から控除しきれなかった額は、所得税の外国税額控除限度額の24%を限度額として市民税所得割額から控除します。

（6）配当割額及び株式等譲渡所得割額の税額控除

配当割額又は株式等譲渡所得割額として住民税が特別徴収された配当所得や株式等の譲渡所得を申告した場合には、先に特別徴収された税額が所得割額から控除されます。

差し引くべき所得割額より先に特別徴収された税額の方が多い場合は、その差額が市民税・府民税・森林環境税又は未納税額に充当または委託納付、もしくは還付されます。

（7）課税の特例（分離課税）

所得割額を計算する場合、前年の所得金額については、原則全ての所得を合計して計算（「総合課税」といいます。）しますが、次の所得は、他の所得と分けて別の方法で所得割額を計算します。これを「分離課税」といいます。

- 退職所得 → P79
- 土地・建物等の譲渡所得 → P75～77

- 先物取引にかかる雑所得等

商品先物取引等にかかる雑所得等は、収入金額から委託手数料やその他の経費を差し引いて計算します。税率は市民税4%、府民税1%です。

- 株式等の譲渡所得 ^{（注1）}

区分	税率
上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、特定公社債など）の売却・償還等	市民税4%、府民税1%
上場株式等以外の株式等の売却	

- 上場株式等の配当所得 ^{（注1）}

上場株式等の配当所得は、確定申告の際に「総合課税」もしくは「申告分離課税」を選択できます。申告分離課税を選択した場合には配当控除は受けられませんが、上場株式等にかかる譲渡損失（同一年中又は過去3年以内に生じたもののうち（計算明細書を添付して確定申告をしているなどの）一定の要件を満たしたもの）との間で損益通算できます。

申告分離課税を選択した場合、税率は市民税4%、府民税1%です。

	確定申告等をする		確定申告等をしていない
	総合課税を選択	申告分離課税を選択	確定申告不要制度適用
税率 (注2)	所得税 5.105～45.945% (累進税率)、住民税 10%	所得税 15.315% 住民税 5%	所得税 15.315% 住民税 5%
配当控除	あり	なし	なし
上場株式等の譲渡損失との損益通算	できない	できる	できない (注3)
扶養控除等の判定	合計所得金額に含まれる	合計所得金額に含まれる (注4)	合計所得金額に含まれない

(注1) 源泉徴収「有」を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得及び上場株式の配当等にかかる配当所得からは住民税が特別徴収されるので、申告しないことも可能です。

(注2) 所得税の税率には復興特別所得税を加算しています。

(注3) ただし、同一の源泉徴収選択口座内において、損益通算されます。

(注4) 上場株式等にかかる譲渡損失との損益通算の特例の適用を受けている場合は、その適用後の金額。上場株式等にかかる譲渡損失の繰越控除の適用を受けている場合は、その適用前の金額。

○公社債にかかる利子・譲渡所得

		確定申告等をする (申告分離課税を選択)	確定申告等をしていない (確定申告不要制度適用)
税率 (注1)	特定公社債 (利子・譲渡)	所得税 15.315% 住民税 5%	所得税 15.315% 住民税 5%
	一般公社債 (利子)		
	一般公社債 (譲渡)		
上場株式等の譲渡損失との損益通算	特定公社債 (利子・譲渡)	できる (注2)	できない (注2)
	一般公社債 (利子)	確定申告不可 (注2)	確定申告不可 (注2)
	一般公社債 (譲渡)	できない	— (注3)
扶養控除等の判定	特定公社債 (利子・譲渡)	合計所得金額に含まれる	合計所得金額に含まれない
	一般公社債 (利子)	合計所得金額に含まれない	合計所得金額に含まれない
	一般公社債 (譲渡)	合計所得金額に含まれる	— (注3)

(注1) 所得税の税率には復興特別所得税を加算しています。

(注2) 一般公社債 (利子) は所得税 15.315%・住民税 5%合計 20.315%源泉分離課税及び特別徴収されています。

(注3) 一般公社債 (譲渡) は確定申告等の義務があります。

※ 特定公社債とは、国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債などをいいます。

(8) 申告と納税

■ 申告

1月1日現在堺市内に住所がある方は、毎年2月16日から3月15日（土曜日又は日曜日のときは翌月曜日）までに市民税・府民税申告書を提出してください。申告会場などは市税のホームページ（P65）や広報さかいでお知らせします。

ただし、次の方は市民税・府民税の申告をする必要はありません。

- 前年中に所得のなかった方（所得・課税証明書が必要な方、国民健康保険料・介護保険料・認定こども園等の利用料等の算定が必要な方は申告をしてください。）
- 所得税の確定申告をする方
- 前年中の所得が給与だけで、勤務先から堺市へ給与支払報告書が提出されている方（※雑損控除、医療費控除、寄附金税額控除などの適用を受けようとする方は申告してください。）
- 前年中の所得が公的年金等だけで、前年中の収入金額が155万円以下（65歳未満の方は105万円以下）の方

前年中に所得がない場合でも、前年の課税状況によって、申告書を送付する場合があります。申告書はご自身で作成できますので、同封の申告の手引きを参照のうえご記入ください。提出は郵送をご利用ください。同封の返信用封筒（切手不要・普通郵便扱い）もご利用いただけます。

電子申告のご利用を！

個人の市民税・府民税（特別徴収）の給与支払報告書・特別徴収関係の切替申請書などの提出には、インターネットによる電子申告 eLTAX（エルタックス）をご利用ください。→P64

■納税方法

個人の市民税・府民税・森林環境税（国税）を納めていただくには、特別徴収と普通徴収の2つの方法があります。

○特別徴収

①会社などにお勤めの方（給与所得者）

給与の支払者（会社など）が、市からの通知に基づいて、1年分の税額を12回に分けて、6月から翌年の5月まで毎月の給与から差し引き、納めます。

②年金を受給している方（65歳以上の方）（※）

市からの通知に基づいて、税額を年金の支払月（偶数月）ごとに年金から差し引き、納めます。

○普通徴収

自営業の方など（特別徴収の対象者以外の方）

市から送付する納税通知書により納めていただきます。

納付方法は第4章市税の納付（P50）をご覧ください。

【納期限】（注）金融機関の休業日に当たる場合、翌営業日が納期限となります。

第1期	第2期	第3期	第4期
6月30日まで	8月31日まで	10月31日まで	翌年1月31日まで

※65歳以上の公的年金等所得者の公的年金からの特別徴収について

次のすべての項目に該当する方が対象となります。

- ・令和6年4月1日現在で65歳以上の方
- ・公的年金等の所得にかかる市民税・府民税・森林環境税（国税）が課税となる方
- ・年額18万円以上の老齢基礎年金、老齢年金、退職年金等を受給されている方
- ・堺市で介護保険料が老齢基礎年金、老齢年金、退職年金等から引き落としとなる方

特別徴収開始年度 «年税額が24,000円（年金所得のみ）の場合»

月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法		普通徴収		特別徴収		
税額		6,000円	6,000円	4,000円	4,000円	4,000円
算出方法		年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

2年目以降 «年税額が27,000円（年金所得のみ）の場合»

月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
税額	4,000円	4,000円	4,000円	5,000円	5,000円	5,000円
算出方法	前年度の公的年金等の所得にかかる 年税額の1/6ずつ			（年税額－8月分までの徴収税額） の1/3ずつ		

個人の市民税・府民税と所得税の違い

■ 賦課課税と申告納税

市民税・府民税・・・賦課課税方式（市民税・府民税の申告書、所得税の確定申告書、給与支払報告書などの各種資料に基づいて課税します。）

所得税・・・・・・・申告納税方式（納税者が自分で税額を申告して納めます。）

■ 前年所得課税と現年所得課税

市民税・府民税・・・前年の所得に対してかかります。 所得税・・・今年の所得に対してかかります。

税目	課税時期	対象になる所得を得た時期	備考
市民税・府民税	令和6年度	令和5年1月1日～令和5年12月31日	令和6年6月に納税通知書送付
所得税	令和6年分	令和6年1月1日～令和6年12月31日	源泉徴収又は申告納税

■ 納税方法

市民税・府民税・・・給与所得者や年金受給者のうち一定の方は特別徴収により、その他の方は普通徴収により納付していただきます。→P25

所得税・・・・・・・給与所得者や年金受給者のうち一定の方は源泉徴収により、その他の方は確定申告のうえ納付していただきます。また、給与所得者の方の市民税・府民税の特別徴収は賞与からは徴収しませんが、所得税は賞与からも源泉徴収します。

■ 非課税限度額 →P12

市民税・府民税には、所得税と異なり、合計所得金額や総所得金額等によって非課税となる非課税限度額がもうけられています。

■ 均等割の有無

所得税には、市民税・府民税の均等割に当たるものではありません。

■ 税率

市民税・・・一律8% 府民税・・・一律2%

所得税・・・5%、10%、20%、23%、33%、40%、45%の7段階の超過累進税率

なお、平成25年から令和19年までの各年分については、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保することを目的として復興特別所得税が創設され、各年分の基準所得税額の2.1%（1円未満の端数切捨て）が追加で課されることとされています。

■ 所得控除

○計算式が同じもの

雑損控除・医療費控除・社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除

○計算式または所得控除額が違うもの

下記のものなど。人的控除額の差についてはP20参照

所得控除項目	市民税・府民税	所得税	控除の差
新生命保険料控除（限度額）	28,000円	40,000円	12,000円
旧生命保険料控除（限度額）	35,000円	50,000円	15,000円
地震保険料控除（限度額）	25,000円	50,000円	25,000円

■ 税額控除

配当控除、寄附金（税額）控除、外国税額控除の控除率などが違います。

令和 6 年度市民税・府民税・森林環境税（国税）の計算例

ここにあるのは堺市在住の給与所得者堺市太郎さんの令和 6 年度市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額決定通知書です。

堺市さんの令和 6 年度市民税・府民税・森林環境税（国税）額 427,100 円がどのように決まったのか、計算してみましょう。

堺市 太郎さん（47 歳）
 家族 妻（43 歳、無収入）
 子ども 3 人（20 歳、17 歳、14 歳）
 給与収入：8,800,000 円
 社会保険料支払額：980,000 円
 生命保険料支払額：109,000 円
 （新一般の生命保険料）30,000 円
 （旧一般の生命保険料）39,000 円
 （旧個人年金保険料）40,000 円

令和 6 年度 市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入	8,800,000	主たる給与	給与所得	4,244,000
	給与所得（所得金額調整控除後）	6,820,000	以外の合算	山林所得	
	その他の所得計		所得区分	分離短期譲渡	
			総所得金額①	分離長期譲渡	
				株式等の譲渡	
				上場株式等の配当等	
				先物取引	
所得控除	雑損		障害・寡・ひ・勤		
	医療費	980,000	配偶者特別		
	小規模企業共済		扶養		
	生命保険料	55,500	基礎		
	地震保険料		所得控除合計②	2,575,500	

市	税額控除前所得割額④	339,520	納付額	
民	税額控除額⑤	2,000	6月分	36,600
	所得割額⑥	337,500	7月分	35,500
府	均等割額⑦	3,000	8月分	35,500
税	税額控除前所得割額④	84,880	9月分	35,500
民	税額控除額⑤	500	10月分	35,500
	所得割額⑥	84,300	11月分	35,500
税	均等割額⑦	1,300	12月分	35,500
	森林環境税額⑧	1,000	1月分	35,500
	特別徴収税額⑨	427,100	2月分	35,500
	控除不足額⑩		3月分	35,500
額	既充当額・既委託納付額⑪		4月分	35,500
	既納付額⑫		5月分	35,500
	差引納付額（⑨-⑫-⑪）	427,100		
	変更前税額⑬			
	増減額（⑨-⑬）			
	変更月			

I 総所得金額

所得	給与収入	8,800,000	主たる給与	給与所得	4,244,000
	給与所得（所得金額調整控除後）	6,820,000	以外の合算	山林所得	
	その他の所得計		所得区分	分離短期譲渡	
			総所得金額①	6,820,000	

※堺市さんには給与所得以外に所得はありませんから、給与所得と総所得金額①は同じになります。

- ・給与所得 6,850,000 円（P14 給与所得の求め方）
- ・給与収入が 850 万円を超え、23 歳未満の扶養親族を有することから所得金額調整控除を適用（所得金額調整控除の求め方）（P15 所得金額調整控除について）
 $(8,800,000 \text{ 円} - 8,500,000 \text{ 円}) \times 10\% = 30,000 \text{ 円}$
- ・堺市さんの給与所得 $6,850,000 \text{ 円} - 30,000 \text{ 円} = 6,820,000 \text{ 円}$

II 所得控除合計

※所得控除は P16～20

所得控除	雑損		障害・寡・ひ・勤	
	医療費		配偶者	330,000
	社会保険料	980,000	配偶者特別	
	小規模企業共済		扶養	780,000
	生命保険料	55,500	基礎	430,000
	地震保険料		所得控除合計②	2,575,500

III 課税標準

課税標準	総所得③	4,244,000
	山林所得	
	分離短期譲渡	
	分離長期譲渡	
	株式等の譲渡	
	上場株式等の配当等	
	先物取引	

生命保険料控除の計算→P17

扶養控除（780,000 円）の内訳

20 歳⇒特定扶養親族⇒450,000 円

17 歳⇒一般（その他）扶養親族⇒330,000 円

総所得③の計算

= 総所得金額① - 所得控除合計②

= 6,820,000 円 - 2,575,500 円

= 4,244,500 円 ⇒ 4,244,000 円（千円未満切り捨て）

IV 税額

税額	市民税	税額控除前所得割額④		339	520
		税額控除額⑤		2	000
府民税	府民税	所得割額⑥		337	500
		均等割額⑦		3	000
森林環境税	森林環境税	税額控除前所得割額④		84	880
		税額控除額⑤			500
特別徴収税額	特別徴収税額	所得割額⑥		84	300
		均等割額⑦		1	300
増減額	増減額	森林環境税額⑧		1	000
		特別徴収税額⑨		427	100
変更月	変更月	控除不足額⑩			
		既当額・既委託納付額⑪			
納付額	納付額	既納付額⑫			
		差引納付額(⑨-⑫-⑩、⑪)		427	100
変更月	変更月	変更前税額⑬			
		増減額(⑨-⑬)			
納付額	納付額	変更月			月
		6月分		36	600
納付額	納付額	7月分		35	500
		8月分		35	500
納付額	納付額	9月分		35	500
		10月分		35	500
納付額	納付額	11月分		35	500
		12月分		35	500
納付額	納付額	1月分		35	500
		2月分		35	500
納付額	納付額	3月分		35	500
		4月分		35	500
納付額	納付額	5月分		35	500

税額控除前所得割額④の計算

市民税 税額控除前所得割額:

(課税標準) (税率)

$$4,244,000 \text{ 円} \times 8\% = 339,520 \text{ 円} \cdots A$$

府民税 税額控除前所得割額:

(課税標準) (税率)

$$4,244,000 \text{ 円} \times 2\% = 84,880 \text{ 円} \cdots B$$

調整控除額(税額控除額⑤に含む)の計算 →P20

堺市さんは、Ⅲ課税標準・総所得③が200万円を超えるので、

$$\text{調整控除額} = \{ \text{人的控除額の差の合計額} - (\text{課税標準} \cdot \text{総所得③} - 2,000,000 \text{ 円}) \}$$

$$= \{ 330,000 \text{ 円} - (4,244,000 \text{ 円} - 2,000,000 \text{ 円}) \}$$

$$= -1,914,000 \text{ 円} \Rightarrow 50,000 \text{ 円に満たないので } 50,000 \text{ 円}$$

$$(\text{市民税 } 50,000 \text{ 円} \times 4\% = 2,000 \text{ 円} \cdots C \quad \text{府民税 } 50,000 \text{ 円} \times 1\% = 500 \text{ 円} \cdots D)$$

所得割額⑥の計算

$$\text{市民税所得割額} : A - C = 339,520 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円} = 337,520 \text{ 円} \Rightarrow 337,500 \text{ 円} \times$$

$$\text{府民税所得割額} : B - D = 84,880 \text{ 円} - 500 \text{ 円} = 84,380 \text{ 円} \Rightarrow 84,300 \text{ 円} \times$$

※百円未満切り捨て

●特別徴収税額の内訳

	所得割額⑥	均等割額⑦
市民税	337,500 円	3,000 円
府民税	84,300 円	1,300 円
森林環境税(国税)⑧	1,000 円	
計	427,100 円	

令和6年度
市民税・府民税
・森林環境税(国税)額
427,100 円

堺市さんには、令和6年度の市民税・府民税・森林環境税(国税)として427,100円を、令和6年6月から令和7年5月までの給与から納めていただきます。なお、各月の特別徴収税額は、6月分は36,600円、7月から翌年5月までは毎月35,500円となります。

法人の市民税

法人の市民税は、区内に事務所や事業所などがある法人（会社など）や、法人でない社団等（収益事業を行うものに限る。）にかかる税金です。

個人の市民税と同様に均等割と、法人税（国税）額に応じて決まる法人税割があります。

▶お問合せ・申告先 法人諸税課 法人課税係（P95,96）

● 法人の市民税を納める法人など（納税義務者）

納 税 義 務 者	納めるべき税額	
	均等割額	法人税割額
区内に事務所、事業所がある法人（人格のない社団等で収益事業を営むものを含む）	○	○
区内に寮・宿泊所等があるが、事務所または事業所がない法人	○	—
区内に事務所、事業所があり、法人課税信託の引受けを行う個人	—	○

● 税額の計算方法

均等割額	+	法人税割額	=	税額
税率（年額）		法人税額×税率		

● 均等割の税率（年額）

法人の区分			従業者数の合計数 ^{（注2）}	
			50人以下	50人超
1	「資本金等の額」と 「資本金の額と資本準備金の額の合算額」 のどちらか大きい額 ^{（注1）}	50億円超	41万円	300万円
2		10億円超 50億円以下	41万円	175万円
3		1億円超 10億円以下	16万円	40万円
4		1000万円超 1億円以下	13万円	15万円
5		1000万円以下	5万円	12万円
6	・公共法人で均等割が課税されるもの ・公益法人等で均等割が課税されるもの ^{（注3）} ・人格のない社団等で収益事業を行うもの ・一般社団法人及び一般財団法人 ・保険業法の相互会社以外の法人で資本金 又は出資金の額を有しない法人		5万円	

（注1）平成27年3月31日以前開始の事業年度分については、「資本金等の額」になります。

（注2）「従業者数の合計数」とは、区内の事務所、事業所または寮などの従業者数の合計数。

堺市内の複数の区に事務所等がある場合は、区ごとに均等割額を判定し、合算します。

※（注1）、（注2）ともに課税標準の算定期間の末日で判定します。

（注3）非営利型法人に該当する一般社団法人及び一般財団法人は、「公益法人等」として扱われ課税されます。

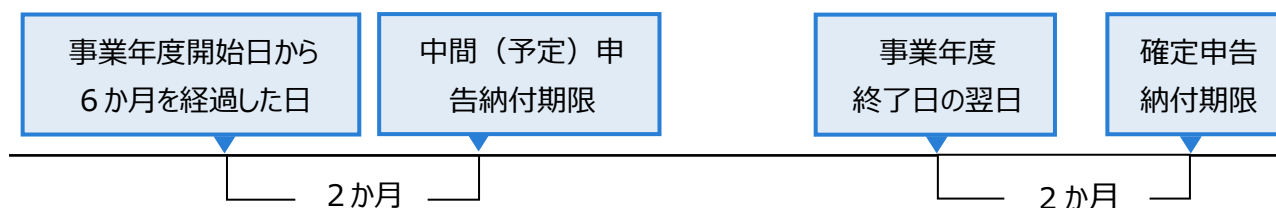
● 法人税割の税率

法人の区分	平成 26 年 9 月 30 日まで に開始する事業年度分	平成 26 年 10 月 1 日から 令和 元 年 9 月 30 日まで に開始する事業年度分	令和 元 年 10 月 1 日以後 に開始する事業年度分
資本金等の額が 1 億円以下で、分割前の課 税標準となる法人税額が年 800 万円以下の 法人	12.3%	9.7%	6.0%
上記以外の法人	14.7%	12.1%	8.4%

● 申告と納税

法人の市民税は、事業年度が終了した後、一定期間内に納税義務者が納付すべき税額を算出して申告し、申告した税額を納めていただくことになっています。これを申告納付といいます。

事業 年度	申告の区分	申告納付 期限	納付税額
1 年	中間 (予定) 申告	事業年度 開始の日以 後 6 か月を 経過した日 から 2 か月 以内	a または b の額 a 均等割額（年額）の 1/2 の額と、前事業年度の法人税割 額の 1/2 の額との合計額（予定申告） b 均等割額（年額）の 1/2 の額と、その事業年度開始の日 以後 6 か月の期間を 1 事業年度とみなして計算した法人 税額を課税標準として計算した法人税割額との合計額 （中間申告）
	確定 申告	事業年度 終了の日の 翌日から原 則として 2 か月以内	均等割額と法人税割額との合計額 ただし、当該事業年度についてすでに中間（予定）申告 を行った税額がある場合には、その額を差し引いた額



※公共法人及び公益法人等で均等割のみが課税されるものの申告納付期限は、4 月 30 日です。

● 設立の届出、異動（変更）の届出

法人を設立、設置した場合は「法人（設立・設置）申告書」を、届出事項（本店所在地、法人名、代表者、資本金など）に変更があった場合は「法人異動申告書」を提出してください。様式は堺市ホームページ（P65）でダウンロードできるほか eLTAX も利用できます。

● 電子申告（eLTAX）の利用

法人市民税の申告には、インターネットによる電子申告 eLTAX（エルタックス）をご利用ください。確定申告書、予定申告書、法人設立・設置の届出書などの作成や提出ができます。→P64

2. 固定資産税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産（これらを固定資産といいます。）に対してかかる税です。

- ▶**お問合せ** 土地、家屋は、固定資産税課 土地・家屋係（P95,96）
償却資産は、固定資産税課 償却資産係（P95,96）

● 固定資産税を納める人・法人（納税義務者）

毎年1月1日（賦課期日）現在の固定資産の**所有者**

所有者とは

土地	登記簿または土地補充課税台帳
家屋	登記簿または家屋補充課税台帳
償却資産	償却資産課税台帳

に 登記
または
登録 されている人
または法人

売買によって実際の所有者の変更があったときでも、登記簿の名義変更が1月1日現在完了していなければ、旧所有者が納税義務者になります。

● 税額の計算方法

$$\text{課税標準額} \times \text{税率（1.4\%）} = \text{税額}$$

■ 課税標準額

原則、毎年1月1日（賦課期日）現在における固定資産の価格（評価額）に各種特例を反映させた額が課税標準額です。固定資産の価格（評価額）は、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」により、市長が決定したものです。土地や家屋の価格は、3年に一度（この年度を基準年度といいます。令和6年度は基準年度です。）評価替え（見直し）を行い、地目の変換、家屋の増改築などがあった場合を除き、3年間据え置きます。ただし、土地については、基準年度以外の年度でも地価の下落がある地域で、下落を反映し、価格を修正することがあります。（償却資産についてはP44）

● 免税点

同一区内に所有する土地・家屋・償却資産の、それぞれの課税標準額の合計額が右の額未満の場合は課税されません。

土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

● 納税方法

市役所から所有する区ごとに送付する「固定資産税・都市計画税納税通知書」により年4回の納期に分けて納めていただきます。全額を一括して納めていただくこともできます。

納付方法は第4章市税の納付（P50）をご覧ください。

第1期	5月31日
第2期	7月31日
第3期	12月25日
第4期	2月末日

※納期限が金融機関の休業日にあたる場合、翌営業日が納期限となります。

● 価格（評価額）等の縦覧

所有する土地や家屋の価格（評価額）を同一区内の他の土地や家屋と比較することができるように、縦覧制度が設けられています（償却資産については制度がありません）。縦覧される方は、本人確認ができるものを持参してください。

○ 縦覧できる方

堺市内の土地や家屋に対する固定資産税の納税者及び同一世帯の親族（その他の方が縦覧するには、納税者の委任状が必要です。）

○ 縦覧できる土地や家屋

土地に対する固定資産税の納税者は、同一区内の他の土地について縦覧できます。
家屋に対する固定資産税の納税者は、同一区内の他の家屋について縦覧できます。

○ 縦覧できる事項

土地：所在地、地目、地積、価格（評価額）

家屋：所在地、家屋番号、種類、構造、建築年、床面積、価格（評価額）

○ 縦覧できる期間

縦覧期間は、原則として4月1日から第1期の納期限までです。詳しくは「広報さかい」などでお知らせします。

○ 縦覧場所

固定資産税課及び税務サービス課（堺区 市税の窓口）

● 固定資産評価審査委員会への審査の申出

価格（評価額）に不服がある場合には、堺市固定資産評価審査委員会へ審査の申出ができます。詳しくは「第5章市税について不服のあるときは」（P57,58）をご覧ください。

固定資産の課税内容をご確認いただくため、課税明細書を納税

令和 6 年度 固定資産の課税明細書

納税義務者名 堺市 太郎

区分	共用物件番号 所在地 (分離) (家屋番号)	登記地目・種類	屋根	課税地積・
		現況地目・構造	建築年	前年度固定
		住宅認定区分	階 数	前年度都市
① 土地	④ XXXXXX ② 堺区南瓦町 100 番 1	⑤ 宅地		⑪
		⑥ 宅地		⑫
		⑦ 専用住宅		⑬
① 家屋	② 堺区南瓦町 100 番地 1 ③ (100-1)	⑤ 居宅	⑧ 日本瓦	⑪
		⑥ 木造	⑨ 令和 5 年	
			⑩ 2F	

(注) 固定資産税・都市計画税は、1 月 2 日以降に売却したり、家屋
納税通知書の税額は、区内の全資産を合算し端数処理をして算
大阪府

[課税明細書の見方]

①	区 分	土地・家屋の区分です。分譲マンションの敷地や共用の家屋は、共用土地・共用家屋と記載しています。
②	所 在 地	土地・家屋の所在地です。住居表示の住所とは異なることがあります。なお、一筆※の土地や一棟の家屋でも、分離評価や建築年の相違などにより複数の行に記載していることがあります。 ※一筆とは、土地登記簿のうえで一つの土地とされたもののことです。
③	家 屋 番 号	登記簿に記載されている家屋番号です。
④	共 用 物 件 番 号	マンション等の共用部分を専有の部屋毎に区分するための整理番号です。(マンション等の共用土地、家屋に記載します。)
⑤	登 記 地 目	登記簿に記載されている地目※です。※土地の用途のことで、宅地、田、畑などに分類されます。
	種 類	家屋の種類です。登記簿に記載されているものとは異なる場合があります。
⑥	現 況 地 目	実際の利用形態による地目です。登記簿に記載されているものとは異なる場合があります。
	構 造	家屋の構造です。一部省略しているものもあります。登記簿に記載されているものとは異なる場合があります。
⑦	住 宅 認 定 区 分	専 用 住 宅：住宅やマンション等の敷地として利用されている土地。 (固定資産税、都市計画税ともに住宅用地の特例措置が適用されます。)
		併用住宅・混在用地：一部を居住の用に供する家屋の敷地として利用されている土地。 (住宅部分について住宅用地の特例措置が適用されます。)
		非 住 宅：住宅用地以外の店舗・駐車場等の敷地として利用されている土地。 (住宅用地の特例措置の適用はありません。)
⑧	屋 根	屋根の種類です。登記簿に記載されているものとは異なる場合があります。
⑨	建 築 年	家屋が建築された年です。建築年の古い家屋では記載していない場合があります。
⑩	階 数	家屋の階数です。登記簿に記載されているものとは異なる場合があります。

課税明細書

通知書に添付していますので、下の図を参考にご確認ください。

お問合せはこの通知書番号で		
通知書番号		1234-5678-9
課税延床面積 (㎡)	価 格 (評 価 額) (円)	備 考
資産税課税標準額 (円)	固定資産税課税標準額 (円)	軽 減 税 額 (円)
計画税課税標準額 (円)	都市計画税課税標準額 (円)	相 当 税 額 (円)
1 0 0 . 0 0	⑭ 1 2 0 0 0 0 0 0	
2 0 0 0 0 0 0	⑮ 2 0 0 0 0 0 0 0	
4 0 0 0 0 0 0	⑯ 4 0 0 0 0 0 0 0	⑰ 4 0 0 0 0
1 0 0 . 0 0	⑭ 8 0 0 0 0 0 0 0	⑰ 新築減額該当
	⑮ 8 0 0 0 0 0 0 0	⑱ 5 6 0 0 0
	⑯ 8 0 0 0 0 0 0 0	⑲ 8 0 0 0 0

を取り壊しても納税義務者や税額は変わりません。
出していますので、この明細の相当税額の合計とは一致しません。
堺市

⑪	課 税 地 積 ・ 課 税 延 床 面 積	課税対象となっている土地の地積※又は家屋の延床面積です。登記簿に記載されているものとは異なることがあります。 ※地積とは土地の面積のことです。
⑫	前年度固定資産 税課税標準額	令和5年度の固定資産税・都市計画税課税標準額です。ただし、令和5年中に地目の変換等用途変更があった土地は、類似する土地に比準した額ですので、用途変更前の令和5年度課税標準額とは異なります。
⑬	前年度都市計画 税課税標準額	
⑭	価 格 (評 価 額)	賦課期日（令和6年1月1日）現在の価格（評価額）です。
⑮	固 定 資 産 税 課 税 標 準 額	令和6年度の固定資産税・都市計画税の算定の基礎となる額です。 市街化調整区域に所在する土地・家屋には都市計画税は課税されません。
⑯	都 市 計 画 税 課 税 標 準 額	
⑰	備 考	「翌年度新築減額終了」：翌年度から減額措置の対象でなくなります。 「新築減額終了」：今年度から減額措置の対象でなくなり、本来の税額となっています。 「免税点未満」：固定資産税、都市計画税ともに課税されません。
⑱	軽 減 税 額	法令などに基づいて軽減した税額です。
⑲	相 当 税 額	土地・家屋別にそれぞれの固定資産税額と都市計画税額を算定し、合計したものです。 備考欄に「減免」・「軽減有」・「新築減額該当」などの記載があるものは、軽減後の税額です。 (算定方法) 固定資産税額 = 固定資産税課税標準額 × 1.4 / 100 (税率) 都市計画税額 = 都市計画税課税標準額 × 0.3 / 100 (税率)

※分譲マンションなどの共用土地・家屋について

共用土地・家屋は、全体の地積又は床面積、価格（評価額）及び課税標準額を記載しています。
ただし、税額は持分に応じてあん分した持分相当額です。→P43

土地に対する課税とその特例

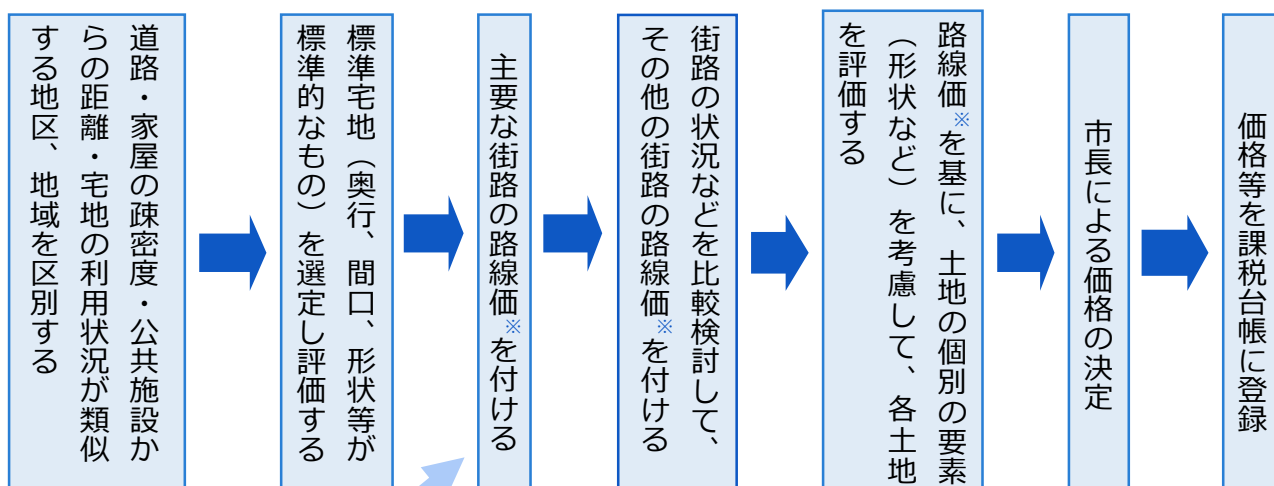
● 土地の税額の計算

$$\text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)} = \text{固定資産税額}$$

(1) 宅地に対する課税

● 宅地の評価のながれ

宅地の評価は、「固定資産評価基準」に基づき、地価公示価格等の7割を目途に計算した固定資産税の路線価を基に行います。

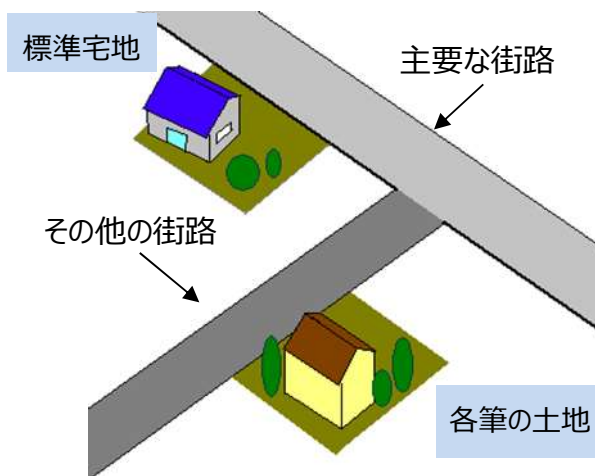


地価公示価格、鑑定評価価格等の活用

※固定資産税路線価とは？

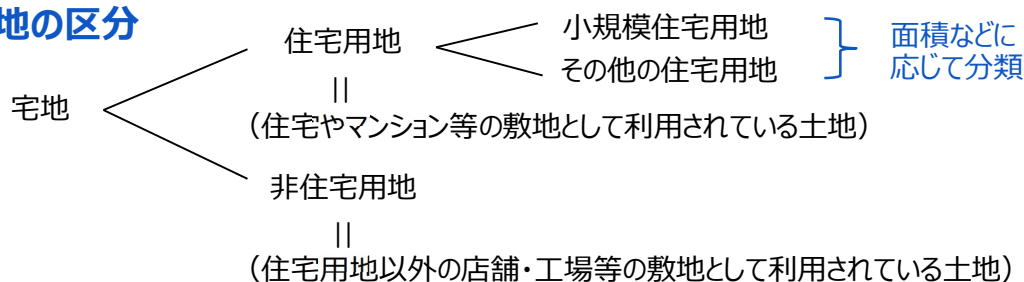
街路に付けられた価格のことであり、具体的には、街路に接する標準的な宅地の1㎡当たりの価格をいいます。

なお、路線価は市役所市政情報センター、固定資産税課、堺区を除く各区役所市政情報コーナー（各区域分のみ）、堺市ホームページの「堺市e-地図帳」でご覧いただけます。



※ 相続税及び贈与税については、相続税路線価(固定資産税路線価格とは異なる価格)を用います。詳しくは、税務署（P98）へお問い合わせください。

● 宅地の区分



● 住宅用地の特例

住宅用地は、税負担を軽減するため、次のような課税標準の特例措置が適用されます。

住宅用地の課税標準額は、評価額に**特例率**を掛けたものが上限となります。

住宅用地に対する課税標準の特例率 ←

区 分	敷地面積	固定資産税の特例率	都市計画税の特例率
小規模住宅用地	1 戸につき 200 ㎡以下の部分	1 / 6	1 / 3
その他の住宅用地	200 ㎡を超える部分	1 / 3	2 / 3

住宅用地の範囲

特例の対象となる「住宅用地」の面積は、

- ・専用住宅の敷地については、その全面積（家屋の床面積の 10 倍まで）
- ・併用住宅（一部を居住の用に供する家屋）の敷地については、

家屋の敷地面積（家屋の床面積の 10 倍まで）×適用率

が、住宅用地として認定されます。

住宅の形態	居住部分の割合 (注)	適用率
一般の併用住宅	0.25 以上 0.5 未満	0.5
	0.5 以上	1.0
地上 5 階以上の耐火建築物 である併用住宅	0.25 以上 0.5 未満	0.5
	0.5 以上 0.75 未満	0.75
	0.75 以上	1.0

(注) 居住部分の割合 = 家屋の居住部分の床面積 ÷ 家屋の総床面積

「管理不全空家等」及び「特定空家等」の勧告を受けた土地は、「住宅用地の特例」の適用が除外されます。

「管理不全空家等」とは、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第 13 条第 1 項において適切な管理が行われないためにそのまま放置すれば「特定空家等」になるおそれがある空家等のことをいい、「特定空家等」とは、同法第 2 条第 2 項において次の状態にあると認められる空家等のことをいいます。

- そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

賦課期日（1 月 1 日）現在、住宅を建替え中の土地は、住宅用地として認定できず、「住宅用地に対する課税標準額の特例措置」は適用されませんが、住宅の建替えが行われた土地のうち要件を満たすものは住宅用地として取り扱うことができます。

詳しくは、固定資産税課 各区土地係（P95,96）へお問い合わせください。

● 宅地の税負担の調整措置と課税標準額の計算

宅地の固定資産税については、その土地に対する評価額が急激に上昇した場合でも、税負担の上昇がなだらかなるよう、負担調整措置が取られています。

具体的には、今年度の価格(評価額)に対する前年度分の課税標準額の割合(負担水準)に応じて、今年度の課税標準額が決まる仕組みとなっており、次の表に示す課税標準額となります。

■ 住宅用地の場合

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度分の課税標準額 (注)}}{\text{今年度価格 (評価額)} \times \text{住宅用地の特例率 (P36)}} \times 100 (\%)$$

(注) 前年中に用途変更があった土地については、用途変更前の
実際の前年度課税標準額とは異なる場合があります。

負担水準	課税標準額
100%以上	$\frac{\text{今年度価格 (評価額)} \times \text{住宅用地の特例率 (P36)}}{\text{本来の課税標準額}}$
100%未満	前年度分の課税標準額 + 本来の課税標準額 × 5 % ※ただし、上記の計算による課税標準額が、 ・本来の課税標準額より大きい場合は、本来の課税標準額 ・本来の課税標準額の 20%より小さい場合は、20%相当額

■ 非住宅用地の場合

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度分の課税標準額 (注)}}{\text{今年度価格 (評価額)}} \times 100 (\%)$$

(注) 前年中に用途変更があった土地については、用途変更前の
実際の前年度課税標準額とは異なる場合があります。

負担水準	課税標準額
70%を 超えるもの	今年度価格 (評価額) × 70%
60%以上 70%以下	前年度分の課税標準額 と同額 (据置き)
60% 未満のもの	前年度分の課税標準額 + 今年度価格 (評価額) × <u>5%</u> ※ただし、上記の計算による課税標準額が、 ・評価額の 60%より大きい場合は、60%相当額 ・評価額の 20%より小さい場合は、20%相当額

住宅用地の申告を

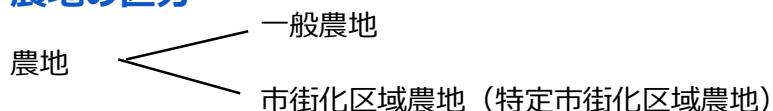
住宅の敷地には課税標準の特例措置があり、税負担が軽減されています。

この特例措置を正しく適用するために、次の場合は必ず固定資産税課に「住宅用地等申告書」を提出してください。

- ・住宅を新築した場合 ・住宅を増改築して家屋の居住部分に変更があった場合
- ・住宅の全部または一部を取り壊した場合
- ・土地の用途を変更した場合 (例：住宅の敷地を駐車場に変更等)
- ・家屋の用途を変更した場合 (例：事務所、店舗等を改装して住宅に使用する場合、住宅を住宅以外に使用する場合等)

(2) 農地に対する課税

● 農地の区分



a 一般農地

市街化調整区域内の農地や生産緑地地区内の農地です。農地として評価し、課税されます。

※一般農地のうち、農地法第36条第1項の勧告があった遊休農地(勧告遊休農地)については、一般農地の評価額を0.55（限界収益修正率）で割った額で評価し、課税されます。

b 市街化区域農地

市街化区域内の農地で、生産緑地地区の指定を受けたものなどを除いた農地です。

本市の市街化区域内の農地は「特定市街化区域農地」として宅地並み評価で宅地並みの課税をされます。

● 農地の課税標準額の算出

a 一般農地

一般農地の課税標準額の計算については、負担水準に応じた税負担の調整措置がとられており、（A）か（B）のどちらか低い方が課税標準額となります。

（A）今年度価格（評価額）

（B）前年度分の課税標準額×負担調整率（次の表参照）

【負担調整率】

負担水準	0.9 以上	0.8 以上 0.9 未満	0.7 以上 0.8 未満	0.7 未満
負担調整率	1.025	1.05	1.075	1.1

負担水準 = 前年度分の課税標準額 / 今年度の価格（評価額）

※勧告遊休農地については、税負担の調整措置は行いません。そのため、今年度価格がそのまま今年度課税標準額になります。

b 特定市街化区域農地

特定市街化区域農地は、住宅用地との税負担の均衡を図るため、課税標準の特例措置が設けられており、特例率は次の表のとおりです。

固定資産税の特例率	都市計画税の特例率
1 / 3	2 / 3

特定市街化区域農地の課税標準額の計算は、その他の住宅用地の課税標準額の計算と同様です。

→P37「● 宅地の税負担の調整措置と課税標準額の計算」

家屋に対する課税とその特例

(1) 家屋の評価のしくみ

家屋の評価額は次のとおり計算します。

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

再建築価格：評価の時点で同じものを建てた場合にかかる費用です。

経年減点補正率：建築後の年数経過による減価の割合をあらわしたものです。

ただし、新築家屋と在来分家屋（新築以外の家屋）の評価額では、評価の方法が若干異なります。

● 新築家屋の評価

【一般的な新築家屋の評価の流れ】

① 新築家屋の調査

完成後の建物について、構造、使用している建築資材の材質、施工の程度、電気・給排水などの設備の状況について、市の職員が訪問、または郵送により提出いただいた建築図面等により確認します。これは、「再建築価格」が、実際に建築のためにかかった費用とは、異なるためです。



② 再建築価格の計算

調査した資材などについて、総務大臣の定めた「固定資産評価基準」に基づき、再建築価格を計算します。

③ 評価額の計算

②で計算した再建築価格に、1年分経過した経年減点補正率を掛けて評価額を出します。

➡ 新築家屋の場合、新築した次の年度から課税となります。

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{1年分の経年減点補正率}$$

● 新築家屋以外の家屋（在来分家屋）の評価

評価額は、3年に一度の基準年度（P31）ごとに見直しが行われます。この際、建築物価の変動等を考慮し改正された「固定資産評価基準」の再建築費評価補正率を用いて「再建築価格」を算出し、新築時からの経過年数に応じた経年減点補正率を乗じて評価額を算出します。

見直した価格が、前年度の評価額を超える場合は、前年度の評価額に据え置かれます。

なお、在来分家屋は、増築や改築がない限り実地調査は行っていません。

(2) 家屋の固定資産税の減額措置

● 新築住宅に対する減額措置

新築住宅が次の要件をすべて満たすときは、固定資産税の2分の1が減額されます。なお、都市計画税にはこの措置はありません。

○減額の要件

- ・令和8年3月31日までに新築された住宅であること。
- ・対象となる住宅が、専用住宅または居住部分の床面積の割合が2分の1以上の併用住宅。
- ・居住部分の一戸あたりの床面積が50㎡（一戸建以外の賃貸住宅は40㎡）以上280㎡以下。
 - * マンションなど集合住宅の場合は、P43の式で求めた床面積で判定します。
 - * 土砂災害特別警戒区域等において、都市再生特別措置法に基づく市長の勧告に従わないで建築され、その旨を公表された住宅には、適用されません。

○減額される範囲

- ・専用住宅……一戸あたり120㎡相当分まで
- ・併用住宅……居住部分のうち一戸あたり120㎡相当分まで

○減額される期間

- ・一般の住宅……新たに課税される年度から3年度分
- ・3階建以上の中高層耐火住宅……新たに課税される年度から5年度分

● 新築住宅のうち、長期優良住宅に対する減額措置

新築された長期優良住宅が次の要件をすべて満たすときは、「●新築住宅に対する減額措置」に代わり、固定資産税の2分の1が減額されます。なお、都市計画税にはこの措置はありません。

○減額の要件

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行の日（平成21年6月4日）から令和8年3月31日までの間に、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定により長期優良住宅の認定を受けて新築された住宅であること。

○減額される範囲

「●新築住宅に対する減額措置」と同じ。

○減額される期間

- ・一般の住宅……新たに課税される年度から5年度分
- ・3階建以上の中高層耐火住宅……新たに課税される年度から7年度分

○手続き

当該家屋を新築した翌年の1月31日までに、固定資産税課または各区市税の窓口にある申告書に、認定を受けて新築された住宅であることを証する書類を添付して提出してください。

● 耐震改修を行った住宅に対する減額措置

耐震改修を行った住宅が次の要件を全て満たすときは、固定資産税の2分の1（長期優良住宅の認定を受けて耐震改修を行った場合は3分の2）が減額されます。なお、都市計画税にはこの措置はありません。

○ 減額の要件

- ・昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること。
- ・平成18年1月1日から令和8年3月31日までの間に完了した耐震改修であること。
- ・現行の耐震基準に適合する耐震改修であること。
- ・耐震改修に要した費用が一戸あたり50万円を超えるもの。

○ 減額される範囲

- ・専用住宅……一戸あたり120㎡相当分まで
- ・併用住宅……居住部分のうち一戸あたり120㎡相当分まで

○ 減額される期間

改修が完了した日後、最初に来る1月1日の翌年度分のみ。

※当該住宅が、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する「通行障害既存耐震不適格建築物」であった場合は、翌年度から2年度分。

○ 手続き

耐震改修が完了した日から3か月以内に、固定資産税課または各区市税の窓口にある申告書に、現行の耐震基準に適合する改修であることの証明書等を添付して提出してください。

● バリアフリー改修を行った住宅に対する減額措置

バリアフリー改修を行った住宅が次の要件を全て満たすときは、固定資産税の3分の1が減額されます。なお、都市計画税にはこの措置はありません。

ただし、他の減額措置（「省エネ改修を行った住宅に対する減額措置」を除く。）の適用を受けている住宅については、重複しての適用は受けられません。

○ 減額の要件

- ・新築された日から10年以上を経過した住宅であること。（賃貸住宅を除く。）
- ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
- ・平成19年4月1日から令和8年3月31日までの間に、以下にあげるバリアフリー改修工事が完了すること。
 - (a)廊下の拡幅 (b)階段の勾配の緩和 (c)浴室の改良 (d)便所の改良
 - (e)手すりの取付け (f)床の段差の解消 (g)引き戸への取替え
 - (h)床表面の滑り止め化
- ・前記の工事の補助金等を除く自己負担が50万円を超えるもの。
- ・次のいずれかに該当する方が居住していること。
 - (a)65歳以上の方
 - (b)要介護認定または要支援認定を受けている方
 - (c)障害のある方

○減額される範囲

一戸あたり 100 m²相当分まで

○減額される期間

改修が完了した日後、最初に来る 1 月 1 日の翌年度分のみ

○手続き

改修後 3 か月以内に、固定資産税課または各区市税の窓口にある申告書に必要書類を添付して提出してください。

●省エネ改修を行った住宅に対する減額措置

省エネ改修を行った住宅が次の要件を全て満たすときは、固定資産税の 3 分の 1（長期優良住宅の認定を受けて省エネ改修を行った場合は 3 分の 2）が減額されます。なお、都市計画税にはこの措置はありません。

ただし、他の減額措置（「バリアフリー改修を行った住宅に対する減額措置」を除く。）の適用を受けている住宅については、重複しての適用は受けられません。

○減額の要件

- ・平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する住宅であること。（賃貸住宅を除く。）
- ・改修後の住宅の床面積が 50 m²以上 280 m²以下であること。
- ・令和 8 年 3 月 31 日までに、以下にあげる（(a)は必ず行うこと。）省エネ改修工事が完了すること。
(a)窓の改修 (b)床の断熱改修 (c)天井の断熱改修 (d)壁の断熱改修
※(a)～(d)の改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することになること。
- ・前記の工事の補助金等を除く自己負担が 60 万円（※）を超えるもの。
(※) 断熱改修にかかる工事費が 60 万円を超えるもの、または、断熱改修にかかる工事費が 50 万円を超えるものであって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置にかかる工事費とあわせて 60 万円を超えるもの。

○減額される範囲

一戸あたり 120 m²相当分まで

○減額される期間

改修が完了した日後、最初に来る 1 月 1 日の翌年度分のみ

○手続き

改修後 3 か月以内に、固定資産税課または各区市税の窓口にある申告書に建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価による証明書を添付して提出してください。

■ 家屋の新築や取り壊しなどの届出

家屋を新築、増築、改築、取り壊しなどを行ったとき、また利用状況に変更があったとき（事務所、店舗等を改装して住宅に使用する場合や、住宅を住宅以外に使用する場合など）は、30 日以内に固定資産税課または各市区税の窓口届け出てください。ただし、登記申請した場合は届出の必要はありません。また、新たに評価が必要な場合は、固定資産評価補助員証を携帯した市の職員が訪問、または郵送により提出いただいた建築図面等により確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

分譲マンションの固定資産税について

分譲マンションの建物は住戸ごとの区分所有になっていますが、マンションの敷地または共用部分（廊下や階段、ポンプ室など）はマンション住民の共有になっています。共有している固定資産に対する固定資産税は共有者全員が連帯して納税義務を負うこととされていますが、分譲マンションについては次のような例外的な取扱いがなされています。

○土地（敷地）

次の条件を満たすとき、敷地全体にかかる税額を各所有者の敷地権の割合（持分割合）によってあん分して算出します。

- a 敷地が所有者全員によって共有されていること。
- b 敷地の持分の割合と専有部分の床面積の割合が一致すること。
- * bに該当しない場合でも aに該当していれば、所有者全員の合意のうえで固定資産税課に申し出ていただくことで、敷地全体にかかる税額を各所有者の持分割合であん分して計算することができます。

○家屋

共用部分を含めた建物全体の価格（評価額）を次の面積であん分した額をもとに、各所有者の税額を算出します。

$$\text{専有部分の床面積}^{\ast} + \text{共用部分を各戸の専有部分の床面積の割合であん分した面積}$$

※ 平成30年以降に新たに建てられた高さが60mを超える居住用超高層建築物の場合は、専有部分の床面積に階層別専有床面積補正率で補正します。1棟全体の固定資産税総額は変わりません。

階層別専有床面積補正率……1階を100とし、階が1階増えるごとに、
10を39で割った数を100に加えた数値。

例) 40階の場合

$$100 + 10 \div 39 \times (40 \text{ 階} - 1) = 110$$

1階と比べて1.1倍

償却資産に対する課税

償却資産とは、会社や個人で工場・商店などを経営している方が、その事業のために所有している（他の方に貸し付けているものを含みます。）事業用資産をいいます。

課税対象

種 類	課税対象となるものの具体例（事業用資産に限ります。）
構築物	門、塀、広告塔、舗装、屋外配管、緑化施設など
機械装置	旋盤・溶接機等の製造加工機械、土木建設機械、クレーン、印刷機械、クリーニング設備、受変電設備、発電設備、機械式駐車場設備など
船舶	はしけ、ボート、漁船、客船、貨物船、工作船、水中翼船など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両、運搬具	鉄軌道用車両、大型特殊自動車、その他の運搬車など （自動車税、軽自動車税の対象となる自動車等は、償却資産の課税対象には含まれません。）
工具、器具、備品	パソコン、応接セット、LAN設備、医療用機器、歯科診療用ユニット、理・美容器具、看板、ネオンサイン、レジスター、コピー機、自動販売機、ルームエアコン、電気・ガス器具、室内装飾品、遊戯器具など

評価額の計算

毎年、個々の資産の取得価額または前年度評価額をもとに、取得後の経過年数に応じた価値の減少（減価）を考慮して評価額を計算します。

ただし、計算した評価額が取得価額の5%を下回るときは、取得価額の5%が評価額となります。

■ 前年中に取得した償却資産の評価額

$$\text{評価額} = \text{取得価格} \times (1 - \text{減価率} \div 2)$$

■ 前年より前に取得した償却資産の評価額

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

取得年月日、取得価額、耐用年数から、一品ごとに評価額を計算します。



税額の計算方法

$$\text{今年度の税額} = \text{今年度課税標準額} \times \text{税率}(1.4\%)$$

課税標準の特例の適用がある場合は、適用後の額が課税標準額です。

適用のない場合は、評価額がそのまま課税標準額となります。また、区ごとに課税標準額を合計します。

免税点（P31）である150万円未満の場合は課税されません。

償却資産の申告

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産の状況を、1月31日（土曜日又は日曜日のときは翌月曜日）までに、固定資産税課 償却資産係（P95,96）に申告してください。

3. 都市計画税

都市計画税は、道路・公園・下水道整備などの都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために課税される目的税です。

▶お問合せ 固定資産税課 土地・家屋係 (P 95,96)

● 都市計画税を納める人・法人（納税義務者）

毎年1月1日（賦課期日）現在、市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者。

※固定資産税について免税点（P31）未満の土地・家屋は、都市計画税も課税されません。

● 税額の計算方法

$$\text{課税標準額} \times \text{税率 (0.3\%)} = \text{税額}$$

● 課税標準額

土地・家屋の固定資産税評価額と同額です。

なお、土地については固定資産税と同様に下記の特例措置があります。

① 課税標準の特例

小規模住宅用地（1戸につき200㎡以下の部分）	価格 × 1/3
その他の住宅用地（1戸につき200㎡を超える部分）	価格 × 2/3
特定市街化区域農地	価格 × 2/3

② 税負担の調整措置

固定資産税と同様に、調整措置がとられます。→詳しくは P37～

● 納税方法

市からお送りする「固定資産税・都市計画税納税通知書」により年4回の納期に分けて納めていただきます。全額を一括して納めていただくこともできます。

納付方法は第4章市税の納付（P50）をご覧ください。



4. 入湯税

入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備、観光の振興などに要する費用に充てるために、鉱泉浴場（温泉施設）に入湯する人にかかる目的税です。

▶お問合せ 法人諸税課 総務諸税係 (P95,96)

● 入湯税がかかる人（課税対象者）

鉱泉浴場に入湯する人。ただし、以下の場合、入湯税はかかりません。

- ・ 鉱泉浴場が一般公衆浴場または入湯料金が1,000円未満の場合
- ・ 12歳未満の人または障害者が入湯する場合

● 税率

1人、1日につき75円

● 納税方法

入湯者から徴収した税を、鉱泉浴場の経営者が1か月単位で申告して納めます。

● 電子申告（eLTAX）の利用

入湯税の申告には、インターネットによる電子申告 eLTAX（エルタックス）をご利用ください。入湯税納入申告書、鉱泉浴場経営（異動）申告書などの提出ができます。→P64

5. 軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車（これらを「軽自動車等」といいます。）に対してかかる税金です。

なお、軽自動車税に“環境性能割”が創設されたことに伴い、従来の軽自動車税は、令和元年10月1日から“種別割”に名称が変更となりました。

▶**お問合せ** 法人諸税課 総務諸税係（P95,96）

● 軽自動車税（種別割）を納める人（納税義務者）

毎年4月1日（賦課期日）現在、市内に「主たる定置場」のある軽自動車等を所有している方。ですので、4月1日に所有者であれば、4月2日以降に譲渡や廃車をしてもその年度分の税金がかかります。逆に4月2日以降に軽自動車等を取得したときは、その年度分の税金はかかりません。

「主たる定置場」とは

■ 原動機付自転車や小型特殊自動車

- ① 所有者が個人 → 所有者の住所地
- ② 所有者が法人 → その車両を使用する事務所の所在地



■ 軽自動車や二輪の小型自動車

- ① 軽自動車届出済証または自動車検査証を交付された場合は、その届出済証または自動車検査証に記載された使用の本拠地
- ② ①以外の場合は、所有者の住所地

● 申告

軽自動車等を取得した場合は15日以内に、軽自動車等を廃車・譲渡などした場合は30日以内に、次の場所で申告をしてください。

■ 原動機付自転車（125cc以下、ミニカー（P47の注1）含む）、小型特殊自動車

▶**お問合せ** 法人諸税課 総務諸税係（P95,96）

▶**申告場所** 堺区は税務サービス課、堺区以外は各区役所内の市税の窓口、法人諸税課

▶**申告方法等** 堺市ホームページ「軽自動車・原動機付自転車などの申告について（登録・廃車）」を参照してください。

■ 軽自動車、二輪の小型自動車 ※名義変更、廃車などの各種申請手続きについて知ることができます。

車 種	申 告 場 所	お 問 合 せ
軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会大阪主管事務所和泉支所 〒594-0031 和泉市伏屋町1丁目13番3号	(050)3816-1842 (コールセンター) 軽自動車検査協会ホームページ https://www.keikenkyo.or.jp/
軽自動車(二輪) ・二輪の小型自動車	大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所 〒594-0011 和泉市上代町官有地	(050)5540-2060 (ヘルプデスク) 近畿運輸局ホームページ https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/

● 税率

■ 原動機付自転車及び二輪車等の税率

車種		排気量など	標識の色	税率 (年税額)
原動機付自転車	バイクなど	1 総排気量 50cc 以下または定格出力 0.6kw 以下のもの(特定小型原動機付自転車 ^(注1) を含む。また、4を除く。)	白	2,000 円
		2 二輪で、総排気量 50cc を超え 90 cc 以下または定格出力 0.6kw を超え 0.8kw 以下のもの	黄	2,000 円
		3 二輪で、総排気量 90cc を超え 125cc 以下または定格出力 0.8kw を超え 1 kw 以下のもの	桃	2,400 円
	ミニカー ^(注2)	4 三輪以上で、総排気量 20cc を超え 50cc 以下または定格出力 0.25kw を超え 0.6kw 以下のもの(特定小型原動機付自転車 ^(注1) を除く。)	青	3,700 円
軽自動車	二輪車	二輪で総排気量が 125cc を超え 250cc 以下のもの		3,600 円
小型自動車	(側車付を含む)	総排気量が 250cc を超えるもの		6,000 円
小型特殊自動車	農耕用	コンバイン、田植機などで乗用装置のある最高速度 35Km/h 未満のもの(農耕作業用トレーラ含む。)	緑	2,400 円
	その他	フォークリフト、ショベルローダなど最高速度が 15km/h 以下のもの		5,900 円

(注1) 特定小型原動機付自転車とは、電気を動力源とし、車体の大きさが長さ 190 cm以下・幅 60 cm以下または、最高速度 20 km/h 以下のものをいいます。

(注2) ミニカーとは、車室を有するもの、または左右の車輪の中心間距離(輪距)が 50cm を超えるものをいいます。

■ 四輪以上及び三輪の軽自動車の税率

軽自動車の種別			税 率（年税額）		
			ただし、次ページのグリーン化特例(税率の軽減)適用分を除く		
			平成 27 年 3 月 31 日までに 新車新規登録済みの車	平成 27 年 4 月 1 日以降に 新車新規登録した車	新車新規登録以後 13 年を超える車 ^(注3) (重課税率)
四輪以上で 総排気量 660cc 以下	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用 ^(注4)	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用 ^(注4)	3,000 円	3,800 円	4,500 円
三輪で総排気量 660cc 以下			3,100 円	3,900 円	4,600 円

※新車新規登録をした年月は、自動車検査証の「初度検査年月」に記載された年月です。

(注3) 新車新規登録後 13 年を超える軽自動車(四輪・三輪)について、環境負荷の小さい自動車の普及を進める観点から、平成 28 年度から軽自動車税に概ね 20%を加算しています。なお、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車は対象外です。

(注4) 営業用とは、自動車検査証に「事業用」と記載されているものです。

■一定の環境性能を有する軽四輪車等のグリーン化特例（税率の軽減）

令和5年4月1日から下記期間までに新車新規登録をした車で、一定の環境性能を有する軽四輪車等は、翌年度に限り、軽自動車税（種別割）が軽減されます。適用される税率は表のとおりです。

軽自動車の種別			税 率（年税額）		
			電気軽自動車・ 天然ガス軽自動車 （注5） （概ね 75%軽減） （令和8年3月31日まで）	ガソリン車・ハイブリッド車（注6）	
				基準 1（注7） （概ね 50%軽減） （令和8年3月31日まで）	基準 2（注8） （概ね 25%軽減） （令和7年3月31日まで）
四輪以上で 総排気量 660cc 以下	乗用	自家用	2,700 円	特例対象外	
		営業用（注4）	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物 用	自家用	1,300 円	特例対象外	
		営業用（注4）	1,000 円		
三輪で 総排気量 660cc 以下	乗用	営業用（注4）	1,000 円	2,000 円	3,000 円
	上記以外		1,000 円	特例対象外	

(注5) 天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス規制に適合する車両、または平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両に限ります。

(注 6) 平成 30 年排出ガス基準 50%低減または平成 17 年排出ガス基準 75%低減を達成した車に限ります。

(注7) 【乗用】令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成

(注8) 【乗用】令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成

● 納税方法

市からお送りする納税通知書により、5月末日までに納めていただきます（末日が土・日曜日のときは翌月曜日）。納付方法は第4章市税の納付（P50）をご覧ください。

6. 市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこに対してかかる税金です。

▶お問合せ 法人諸税課 総務諸税係 (P95,96)

● **市たばこ税を納める人（納税義務者）**

製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者

● 税率

税制改正に伴い、段階的に引き上げました。

製造たばこにかかる税率（1,000 本あたり）

期間	～平成 30 年 9 月 30 日	平成 30 年 10 月 1 日～ 令和 2 年 9 月 30 日	令和 2 年 10 月 1 日～ 令和 3 年 9 月 30 日	令和 3 年 10 月 1 日～
市 町 村 たばこ税	5,262 円	5,692 円	6,122 円	6,552 円

旧3級品の紙巻たばこは令和元年9月30日にて廃止されました。

■加熱式たばこの課税方法の見直し

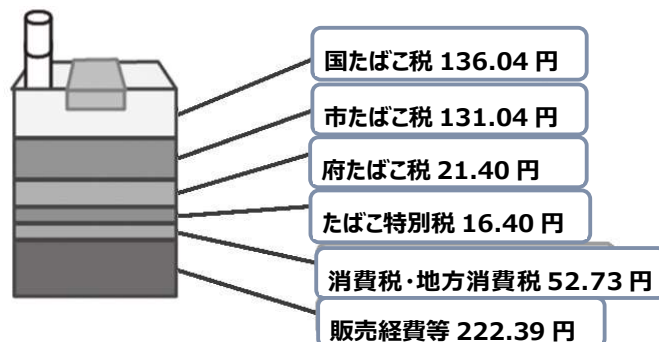
加熱式たばこは、「重量」をもとに、紙巻きたばこの本数に換算する方式で課税されていましたが、「重量」と「価格」をもとに紙巻きたばこの本数に換算する方式に平成 30 年 10 月 1 日から令和 4 年 10 月 1 日まで 5 年間かけて移行しました。

● 納税方法

製造たばこの製造者などが、毎月算出した税額を翌月末日までに申告し、納めることになっています。

■ たばこ 1 箱に含まれる税金

小売定価 580 円の銘柄の場合、
国税と地方税の内訳は右図のとおりです。
(令和 6 年 4 月 1 日現在)



● 電子申告 (eLTAX) の利用

市たばこ税の申告には、インターネットによる電子申告 eLTAX (エルタックス) をご利用ください。

申告書・修正申告書、返還に係る製造たばこの明細書などの提出ができます。→P64

7. 事業所税

事業所税は、大都市の都市環境の整備および改善事業に要する費用に充てるために設けられた目的税です。市内の事務所・事業所において、一定規模以上の事業を行う法人や個人に対してかかる税金です。

事業所税には事業所床面積に応じて課税される「資産割」と、従業者給与総額に応じて課税される「従業者割」があります。

▶お問合せ・申告先 法人諸税課 法人課税係 (P95,96)

区 分	資産割		従業者割	
納税義務者	事業所等（事務所、店舗、工場、倉庫など）において事業を行う法人または個人 ↳ 所有しているだけでなく、借りて使用しているものも含まれます。			
課税標準	法人	事業年度終了の日現在における事業所床面積	法人	事業年度中に支払われた従業者給与総額
	個人	その年の 12 月 31 日現在における事業所床面積	個人	その年中に支払われた従業者給与総額
税 率	1 m ² につき年額 600 円		従業者給与総額の 100 分の 0.25	
免 税 点	事業所床面積 1,000 m ² 以下 (注)		従業者数 100 人以下 (注)	
納税方法	納税義務者が課税標準や税額などを申告し、納めることになっています。			
納付期限	法人	事業年度終了の日から 2 か月以内		
	個人	翌年の 3 月 15 日まで		

(注) 1. 事業所税は、市内のすべての事業所等を合算して課税されます。なお、免税点に関わらず、次の場合にも申告が必要です。

- (1) 市内の事業所等の床面積が 800 m²以上または従業者数が 80 人以上の場合
- (2) 前事業年度または前年中に納付すべき事業所税額があった場合
- (3) 事業所等を他に貸し付けている場合

2. 免税点の判定は、資産割と従業者割を別々に行いますので、どちらか一方だけが課税されることもあります。

電子申告のご利用を！

事業所税の申告には、インターネットによる電子申告 eLTAX (エルタックス) をご利用ください。
事業所税申告書、事業所等新設・廃止申告書などの提出ができます。 →P64